

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年10月2日（平成29年（行個）諮問第151号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（行個）答申第181号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳続紙等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、香川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年6月20日付け香労発総0620第6号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

(1) 審査請求書

特定事業場の調査については、特定事業場の賃金日、給料支払い日及び私が特定月何日まで働いたのかの事実が記載されていない。

(2) 意見書

第1号 特定事業場による違法行為は、特定事業場が實際上、私に対して認めているので、特定労働基準監督署が、特定事業場を立ち入り調査した時に、当該違法行為が明白になっています。ですから、当該違法行為について情報公開をしても、「誰の権利」をも侵害することはありません。特定労基署が、当該違法行為について告発する場合でも、「誰の権利」をも侵害しません。被害者である私が、当該違法行為の捜査及び裁判を妨害する訳がありません。香川労働局は、ありえない場面を冥想して、情報公開を拒否していますので、香川労働局が、情報公開法に違反しています。

第2号 香川労働局は、私の情報公開申請書に対して、他人の権利を侵害しない範囲において、「特定事業場への立ち入り調査」に関して、情報を公開する事を文書で明らかにしているのにも拘らず、特定事業場の当該違法行為の一部分さえも、私に公開していません。私に関係のな

い「情報公開文書作成上の単語」が、記載されているのみで、私に対しては、「完全な黒塗りの情報公開文書」でした。香川労働局は、私に、「何の情報」も公開していません。私は、香川労働局が、当該公開文書を作成する為の定型的な「単語」を求めてはいません。当該単語は「情報」ではありません。これでは、香川労働局は、私を騙した事になります。香川労働局は、私を、頭から、馬鹿にし、かつ、ナメテいます。

第3号 特定労基署及び香川労働局は、労働基準法の目的及び趣旨を全く理解していないために、当該不正なる情報公開を決定したのです。本件は、香川労働局による「情報公開法違反以前の重要問題」である労働基準法を、自ら「正しく理解していない事実」について、香川労働局が、自ら、世間に露呈したものです。この点について、厚生労働大臣は、厳しく審査すべきです。

第4号 労働基準法上の私の権利及び利益が侵害された問題のみならず、全国の労働者は、労働基準監督署及び労働局によって、巧みに裏切られています。この点について、厚生労働大臣指導の下、別の部局によって、調査して欲しいです。最たる事件は、特定個人の自殺事件です。特定個人（特定会社社員、特定大卒、特定年齢）が、自殺した事件の責任は、全国の労基署及び労働局にあります。平素から、労働基準法を機能しない研究を、故意にし続けた結果の事件と言えます。

第5号 私は、労基署及び労働局に対する批判を、山ほど持っています。いつか、裁判で、世間に明らかにするしか、改善、改良のための方法は、無いと判断しています。以上

「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記載されている意見
私の意見書を以上のとおり添付します。

私の結論として、香川労働局が、私の求める情報を開示しない行為は、労働基準法の目的を無視し、かつ、使用者による違法行為を見逃す行為です。

特定個人（特定会社社員、特定大卒、特定年齢）が、自殺した原因と責任は、労働基準監督署及び労働局による無責任と無知によるものです。

厚生労働大臣も、私の意見を十分に聞くべきです。労働基準法の運用が、空中に浮いていて、結果として、全ての面において、労働者の権利と利益が労働基準監督署及び労働局によって、粉碎されているのが、実状です。労働基準監督署へ申告した労働者の何パーセントの者が、労働基準監督署によって、救われたのか、調査すべきです。その為には、「申告受付書」なるものを作成し、当該申告労働者に、「写し」を交付すべきです。

労働基準監督署は、無駄な役所です。調査して下さい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成29年6月7日付け（同日受付）で、処分庁に対して法12条1項の規定に基づき本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成29年7月3日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち3（3）に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

（1）保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、特定労働基準監督署において作成された審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）違反があるとした申告処理に係る関係書類のうち、特定年月日に行った調査に係る調査記録であり、別表2に掲げる文書番号1の文書の一部及び文書番号2の文書（以下、第3において「対象文書」という。）がこれに該当する。

なお、対象文書1の①は、申告処理台帳続紙（文書番号1）における年月日欄が特定年月日以外のものであり、本件対象保有個人情報には該当しない。

（2）不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳続紙（文書番号1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳続紙は、かかる申告事案の処理経過が記載された文書である。

文書番号1の申告処理台帳続紙（1頁及び2頁）の「処理経過」欄等の記載のうち、不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書1の②は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であると

は認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書1の②には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書1の②には、労働基準監督官が面接した人物等に関する情報が記載されているが、当該情報は、法14条2号柱書き前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書1の③は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であると認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書1の③には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書1の③には、申告処理における調査の手法、行政の判断の基礎となる情報、担当者の意見等が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書番号2）

文書番号2は、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の

内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実行性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。加えて、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事実を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を考慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、文書番号2の情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同号ロ、同条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

対象文書1の④は、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「特定事業場の調査については、特定事業場の賃金×日、給料支払い日、及び私が特定月何日まで働いたのかの事実が記載されていない。」と主張しているが、上記3で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求

対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示，不開示を適切に判断しているものであることから，審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり，本件審査請求に係る対象保有個人情報については，原処分の一部を変更し，3(3)で開示するとした部分については新たに開示した上で，その余の部分については，法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イの規定に基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年10月2日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月11日 | 審議 |
| ④ | 同月16日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成31年1月10日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年2月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は，本件対象保有個人情報の一部について，法14条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イに該当するとして，不開示とする原処分を行ったほか，本件対象保有個人情報が記録された文書の一部について，本件対象保有個人情報に該当しないとして不開示としたところ，審査請求人は，不開示部分の開示を求めている。

これに対して，諮問庁は，諮問に当たり，原処分で不開示とした部分のうち，一部を新たに開示した上で，その余の部分については，原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから，本件対象保有個人情報が記録された文書を見分した結果等を踏まえ，諮問庁が本件対象保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁が本件対象保有個人情報のうちなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は，本件対象保有個人情報は，特定労働基準監督署において作成された，審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法違反があったとした申告処理に係る関係書類のうち，特定年月日に行った調査に係る調査記録であり，別表1に掲げる部分につい

ては、特定年月日以外のものであることから、本件対象保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄において、特定年月日以外の年月日に行った調査の記録であることが認められることから、本件開示請求に係る保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号並びに3号イ及びロ該当性について

別表2に掲げる通番（以下「通番」という。）1は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載であり、特定事業場の内部管理情報に関する具体的な説明が記載されていることが認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性について

通番2は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載であり、労働基準監督官の判断の基礎となる情報及び意見等が記載されていることが認められ、これを開示すると、申告処理における調査の手法・内容等が明らかになり、労働基準監督機関の行う検査等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

通番3は、特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書であり、これを開示すると、特定事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となるなど、労働基準監督機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、通番2及び通番3は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報（具体的に記載してください。）」欄には、特定年月日に特定事業場に行った調査の記録の開示を求める旨が記載されており、処分庁は、この記載に従い、審査請求人に係る申告処理台帳のうち、特定年月日に該当する続紙の「処理経過」

欄の部分及び特定年月日に特定事業場から提出された資料のみを本件対象保有個人情報とした上で、原処分を行っている。このため、審査請求人に係る申告処理台帳のうち、特定年月日に該当する部分以外の記載内容（及び該当する添付資料があれば、その添付資料）については、審査請求人の保有個人情報であるものの、原処分の対象外とされている。

通常、申告処理台帳は、申告の受理から処理完了までの一定期間における申告の処理状況について記録されており、本件のように、調査の年月日を特定すると、おのずと情報量が限られてしまうことは明白である。

本件のような開示請求の場合は、受付に当たり開示請求者の真意を確認した上で、必要な補正を求めるなどの対応を採ることが望ましく、今後、処分庁においては、この点に留意して業務を行うことが望ましい。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を開示請求に係る保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、開示請求に係る保有個人情報に該当しない、又は同条3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条2号、3号ロ及び5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

特定年月日，特定職員が，特定事業場（個人企業）代表者特定氏名（住所，特定住所）を調査した時，調査書に記録した全ての事項です。全ての文書です。

別表 1

1 諮問庁が本件対象保有個人情報に該当しないと説明する部分		2 本件対象保有個人情報の該当の有無
文書番号	該当部分	
1の①	1頁の「処理経過」欄1行目ないし17行目, 2頁の「処理経過」欄17行目以降の全て	該当しない。

別表 2

1 文 書 番 号	2 対象文書 名	3 頁	4 通 番	5 不開示部分	6 該当条文(法 14条該当号)					
					2 号	3 号 イ	3 号 ロ	5 号	7 号 イ	
1	申告処理台帳 続紙	1 及 び 2	/	① 1頁の「処理経過」欄1 行目ないし17行目, 2頁 の「処理経過」欄17行目 以降の全て	本件対象保有個人 情報に該当し ない。					
				1	② 1頁の「処理経過」欄2 1行目ないし32行目及び 2頁の「処理経過」欄1行 目ないし8行目	○	○	○		
				2	③ 2頁の「処理経過」欄9 行目及び13行目		○	○	○	○
				/	④ 1頁の「処理経過」欄1 8行目ないし20行目及び その左右の欄	新たに開示				
2	特定事業場か ら特定労働基 準監督署へ提 出された文書	3 な い し 6	3	3頁ないし6頁の全て		○	○	○	○	